

## 2 排出事業者等の責任追及について

### 1 不法投棄排出事業者調査状況

#### (1) 青森県

##### 経過

三栄化学工業(株)から提出されている報告書に基づき、排出事業者リスト作成及び排出された廃棄物の種類・数量等調査は実施済みである。

##### 現在の状況

徴収した帳簿類、取引事業者台帳、マニフェスト等から、報告書以外の三栄化学工業(株)で処分された廃棄物に係る排出事業者リストを作成し、排出された廃棄物の種類、数量を分析中である。

#### (2) 岩手県

##### 経過

トレンチ掘削調査の結果、廃棄物から排出事業者が判明したものについては、岩手県二戸保健所が排出事業者に対して、廃棄物処理法第18条に基づく報告徴収を行っている。その結果、そのほとんどが埼玉県の縣南衛生(株)が焼却処分のため受入れた廃棄物であったことが判明した。

縣南衛生(株)は、排出事業者から相応の処分費用を徴収し、マニフェストや受入伝票に処理済印を押しながら、実際は焼却せずに収集運搬会社(東奥環境(株):青森県八戸市)を通じ三栄化学工業(株)に運び不法投棄していた事実が判明している。

##### 現在の状況

縣南衛生(株)から提出されたマニフェスト等について、廃棄物の種類、数量、排出事業者等一般的に分析作業中であり、排出事業者が不法投棄されることを知りつつ縣南衛生(株)に廃棄物の処理を委託するなど、不適正処理事例が判明すれば、二戸保健所がその排出事業者に措置命令を講じ、原状回復を求めるなど厳正な対応を行う。

### 2 検討課題

三栄化学工業及び縣南衛生はそれぞれ解散手続中、破産手続中であるが、資力が不十分であることから、県による代執行を行った場合、その費用の回収は期待できない。そこで、排出事業者に対する措置命令、費用請求を検討しなければならないが、次の事項が課題となる。

- (1) 措置命令の対象とする根拠をどのようにして把握すればよいのか。
- (2) 措置命令の対象とする範囲はどこまでとするのか。
- (3) 代執行費用を求める場合、その額はどのように算定するのか。

排出事業者が不法投棄に関わった度合いは、それぞれ異なるが、その度合いをどのようにして確定するのか。

## 参 考

### 1 廃棄物処理法による措置命令等

#### (1) 措置命令(19条の5、19条の6)

産業廃棄物処理基準に適合しない産業廃棄物の処分が行われた場合で、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる時は、当該不適正な処分を行った者及び処分を委託した者等で次に該当するもの(以下「不適正処分者等」)に対して、知事はその支障の除去等を命ずることができる。

(ア) 処分を委託する場合は適正に処理できる能力を有する者に委託すること等を定めた委託基準に違反した者

(イ) 産業廃棄物管理票について、交付義務、虚偽の管理票交付禁止等に違反した者

(ウ) 処分を行った者又は(ア)、(イ)に掲げる者に対して当該処分又は違反を要求、依頼、唆し、助けた者(ブローカー、事情を知って土地を提供した者等)

また、知事は、廃棄物の処分を委託した者に上記(ア)、(イ)の違反がない場合においても、

(ア) 不適正処分者等に資力がないなど、不適正処分者等だけでは措置が困難又は不十分なときであって、

(イ) 適正な処理料金を負担していないとき、不適正処分が行われることを知り、又は知ることができたときなど注意義務に照らして支障の除去等の措置を採らせることが適当であると認められるとき、

は措置命令の対象とすることができる。

#### (2) 代執行及び費用の求償(19条の8)

知事は、措置命令を受けた者が、措置を講じないとき、措置が不十分なとき、又は講ずる見込みがないとき、措置を命ずべき者が不明なとき、緊急に措置を構ずる必要があり措置命令を行ういとまがないときは、自ら措置の全部又は一部を講ずることができる。

この場合において、知事は、措置に要した費用を当該不適正処分者等、排出事業者等に求償することができる。

### 2 本事業における措置命令

県境不法投棄事件については、青森県、岩手県とも不法投棄実行者である三栄化学工業及び収集運搬業・中間処分業者である縣南衛生に対して原状回復等の措置命令を行っている。さらに、岩手県においては、運搬を行った東奥環境に対して措置命令を行い、又、すべての法人について、関係役員個人に対しても措置命令を行っている。

(土地提供者)

(他の中間処理業者)

東奥環境(運搬)

排出事業者

三栄化学工業

縣南衛生

排出事業者

排出事業者

排出事業者